

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月8日

【会社名】 株式会社大塚家具

【英訳名】 OTSUKA KAGU, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大塚 久美子

【本店の所在の場所】 東京都江東区有明三丁目6番11号

【電話番号】 03(5530)4321(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 青木 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区有明三丁目6番11号

【電話番号】 03(5530)4321(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 青木 洋

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	3,803,342,100円
第1回新株予約権証券	22,750,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	3,012,750,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月15日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第2回新株予約権証券については、2019年3月25日に開催予定であった当社定時株主総会において、発行可能株式総数を43,000,000株から77,600,000株に変更する定款の一部変更議案が承認可決されることを条件として、2019年3月26日を払込期日及び割当日としておりましたが、2019年3月8日開催の当社取締役会において、当社定時株主総会の開催日を2019年3月31日とすることを決定したことを受け、同取締役会において第2回新株予約権証券の払込期日及び割当日を2019年4月1日に変更することを決議いたしました。

これに伴い、第2回新株予約権証券については、改めて別途有価証券届出書を提出することとし、本有価証券届出書の届出の対象から除外するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 【証券情報】

#### 第1 【募集要項】

##### 5 【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

##### 6 【新規発行による手取金の使途】

###### (1) 【新規発行による手取金の額】

###### (2) 【手取金の使途】

#### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

##### 3 【発行条件に関する事項】

###### (1) 払込価額の算定根拠及び発行条件の合理性

###### c. 第2回新株予約権

##### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

###### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 罰を示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

<訂正前>

#### 5 【新規発行新株予約権証券(第 2 回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	18,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	4,680,000円
発行価格	1 個につき260円(新株予約権の目的である株式 1 株あたり2.6円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2019年 3 月 4 日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社大塚家具 財務部 東京都江東区有明三丁目 6 番11号
払込期日	2019年 3 月26日
割当日	2019年 3 月26日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

- (注) 1. 本有価証券届出書に係る第 2 回新株予約権の発行は、2019年 2 月15日に開催された取締役会決議によりま  
す。
2. 本新株予約権第三者割当に関連して、2019年 2 月15日に当社と割当予定先の 1 社であるハイラインズとの間  
でハイラインズ業務・資本提携契約を締結します。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先であるハイラインズとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上  
記払込取扱場所へ発行価額(会社法上の払込金額)の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先が割り当てられた新株予約権に係る発行価額の合計額の払込みを行わない場合、  
当該新株予約権は消滅することとなります。
5. 2019年 3 月 4 日までに本新株式第三者割当が行われなかったこととなった場合(中止されることとなった場  
合)、本新株予約権第三者割当による本新株予約権の発行は中止します。
6. 第 2 回新株予約権の割当は、2019年 3 月25日に開催予定の当社定時株主総会において、発行可能株式総数を  
43,000,000株から77,600,000株に変更する定款の一部変更議案が承認可決されることを条件とします。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、金46,000円(以下「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「出資金額」という。)をその時点において有効な行使価額(下記に定義する。)で除して得られる最大整数とする(ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。本新株予約権の新株予約権者(以下「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「本新株予約権者」という。)が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする(ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、出資金額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初金460円とする。ただし、行使価額は下記に定めるところに従い調整される。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>次号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、払込期日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割等を行う場合</p> <p>調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>次号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日(無償割当ての場合には、効力発生日)の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。</p>

	<p>行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>前 他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(5) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日まで上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	828,000,000円 (注) 全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2019年4月2日から2024年3月3日(以下「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「最終日」という。)の東京における銀行営業時間終了時までの期間(以下「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「行使期間」という。)とする。ただし、行使期間の最終日が東京における銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社大塚家具 財務部 東京都江東区有明三丁目6番11号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、行使期間中に行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項

を通知するものとします。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。

## 2. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

<訂正後>

「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」の全文削除

<訂正前>

## 6 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,648,772,100	180,000,000	7,468,772,100

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額3,803,342,100円に、第1回新株予約権の払込金額の総額22,750,000円及び行使に際して払い込むべき金額2,990,000,000円の合計3,012,750,000円並びに第2回新株予約権の払込金額の総額4,680,000円及び行使に際して払い込むべき金額828,000,000円の合計832,680,000円を合算した金額であります。なお、各本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した各本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、主に、フロンティア・マネジメント株式会社(所在地:東京都千代田区九段北三丁目2番11号、代表者:大西 正一郎)に対するファイナンシャルアドバイザー手数料であり、その他には、登記費用、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、割当予定先等調査費用及び有価証券届出書等の書類作成費用であります。

### (2) 【手取金の使途】

(中略)

(第2回新株予約権に係る手取金の使途)

	金額(百万円)	支出予定時期
マーケティング及びプロモーション費用	830	2019年3月~2024年2月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金その他安全性の高い方法で管理する予定です。

2. 手取金の使途の詳細は、以下のとおりです。

マーケティング及びプロモーション費用に充当いたします。具体的には、海外高級ブランドサプライヤーとのネットワーク、店舗でのコンサルティング販売力及び富裕層をメインとした顧客基盤といった、当社の強みを生かし、ハイラインズの支援を受けつつ、中国向けの卸売や中国の顧客層を中心としたコントラクト事業などの新たな販路の拡大のための対面販売及びネットを通じたマーケティングを実施するとともに、委任状争奪戦の過程で附着したマイナスイメージの払拭と「低価格シフト」といった当社ポジショニングについての誤解の解消などのブランドイメージの再構築及びハイラインズの支援による顧客の属性情報、購買履歴等に基づくマーケティングオートメーションの導入を含む従来水準(2014年以前で年間約35億円規模)のマーケティング及びプロモーションの展開を図っていくための費用、具体的にはブランドイメージ再構築のためのWeb広告(720百万円)や販売管理システムの更新費用(86百万円)等の一部に充当することを予定しております。なお、本新株予約権の一部又は全部が行使されず、本新株予約権の行使に伴う調達資金が得られず又は減少した場合には、当該時点の当社の財務状況を踏まえ、必要に応じて自己資金又は借入で対応することを検討いたします。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

**5 【新規発行による手取金の使途】****(1) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,816,092,100	176,000,000	6,640,092,100

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額3,803,342,100円に、第1回新株予約権の払込金額の総額22,750,000円及び行使に際して払い込むべき金額2,990,000,000円の合計3,012,750,000円を合算した金額であります。なお、各本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した各本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。なお、当社は、第1回新株予約権の割当先の1社であり、2019年2月15日付でハイライズ業務・資本提携契約を締結しているハイライズに対し、2019年3月31日開催予定の当社定時株主総会において、発行可能株式総数を43,000,000株から77,600,000株に変更する定款の一部変更議案が承認可決されることを条件とし、2019年4月1日を払込期日及び割当日として第2回新株予約権を割り当てることを決議しておりますが、第2回新株予約権の払込金額の総額4,680,000円及び行使に際して払い込むべき金額828,000,000円の合計832,680,000円を合算した払込金額の総額は7,648,772,100円、発行所費用の概算額は180,000,000円、差引手取概算額は7,468,772,100円となります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、主に、フロンティア・マネジメント株式会社(所在地:東京都千代田区九段北三丁目2番11号、代表者:大西 正一郎)に対するファイナンシャルアドバイザー手数料であり、その他には、登記費用、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、割当予定先等調査費用及び有価証券届出書等の書類作成費用であります。

**(2) 【手取金の使途】**

(中略)

「(第2回新株予約権に係る手取金の使途)」の全文削除

(後略)

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3 【発行条件に関する事項】

##### (1) 払込価額の算定根拠及び発行条件の合理性

<訂正前>

(前略)

##### c. 第2回新株予約権

当社は、本取締役会決議日時点の第2回新株予約権の価値を算定するため、第1回新株予約権と同様に、第2回新株予約権の新株予約権要項等を考慮した第2回新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるプルート・コンサルティングに依頼しました。プルート・コンサルティングは、第2回新株予約権の新株予約権要項等に定められた行使価額(本取締役会決議日の直前営業日(2019年2月14日)の当社株式の終値である460円)を含む諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価、権利行使価格、権利行使期間等を考慮した、当社及び割当予定先であるハイラインズの行動に一定の前提を置き、第2回新株予約権の評価を実施しています。割当予定先の行動に関しては、行使可能な株価水準に留意しながら、権利行使期間の短い第1回新株予約権から順番に権利行使を行い、1度に行う権利行使の数は当社株式の1日あたり平均売買出来高の約10%を目安とする旨の前提を置いております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(第2回新株予約権1個につき260円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本取締役会決議日時点の第2回新株予約権の1個の発行価額を260円としています。なお、当社は、第2回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定される第2回新株予約権の発行価額は合理的であると判断しました。また、第2回新株予約権の行使価額は、割当予定先と協議した結果、本取締役会決議日の直前営業日(2019年2月14日)の終値である460円とすることといたしました。第2回新株予約権の行使価額を本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準値として算定しましたのは、当社株式の過去6ヶ月間の動向を踏まえても、新株予約権については、株価変動に伴う割当先リスクは限定的であること、本新株予約権第三者割当は、本新株式第三者割当を前提としており、本新株式第三者割当による資金調達を通じた当社の財務状況の改善及び売上高の増加に向けた施策の実現が期待されることも勘案し、本新株式第三者割当に係る払込金額よりも高値である本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが適切と判断し、本新株予約権の割当予定先との協議の結果、その理解も得られたことによります。なお、第2回新株予約権の行使価額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(2019年1月15日から2019年2月14日まで)の終値の平均値である411.18円(小数点以下第3位を四捨五入)に対しては11.87%のプレミアム、同直前3ヶ月間(2018年11月15日から2019年2月14日まで)の終値の平均値である345.57円(小数点以下第3位を四捨五入)に対しては33.11%のプレミアム、同直前6ヶ月間(2018年8月15日から2019年2月14日まで)の終値の平均値である322.34円(小数点以下第3位を四捨五入)に対しては42.71%のプレミアムとなります。

また、第2回新株予約権に係る本新株予約権第三者割当の決定に関する取締役会に出席した監査等委員会並びに当社独立社外取締役である阿久津聡氏、長沢美智子氏及び三富正博氏から、第三者算定機関の選定が妥当であること、当該第三者算定機関によって算出される評価額と同額で決定されること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、第2回新株予約権の発行価額は合理的であり、特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(後略)

<訂正後>

「c. 第2回新株予約権」の全文削除



## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

<訂正前>

(前略)

(第2回新株予約権の発行価額について)

当社は、本取締役会決議日時点の第2回新株予約権の価値を算定するため、第1回新株予約権と同様に、第2回新株予約権の新株予約権要項等を考慮した第2回新株予約権の価値評価をプルータス・コンサルティングに依頼している。プルータス・コンサルティングは、第2回新株予約権の新株予約権要項等に定められた行使価額(本取締役会決議日の直前営業日(2019年2月14日)の当社株式の終値と同額)を含む諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価、権利行使価格、権利行使期間等を考慮した、当社及び割当予定先であるハイラインズの行動に一定の前提を置き、第2回新株予約権の評価を実施した。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(第2回新株予約権1個につき260円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本取締役会決議日時点の第2回新株予約権の1個の発行価額を260円とすることを予定している。

前述のとおり、プルータス・コンサルティングは、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であり、同社に算定を委託したことは妥当であると考え。また、第2回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定される第2回新株予約権の発行価額について合理性はあるものと思料する。

なお、第2回新株予約権の行使価額は、第1回新株予約権と同様、本取締役会決議日の直前営業日(2019年2月14日)の終値と同額で決定されているが、第1回新株予約権と同様の理由から合理性はあるものと思料する。

(後略)

<訂正後>

「(第2回新株予約権の発行価額について)」の全文削除